

就労支援の充実について

令和6年度から令和8年度の障がい者支援計画の進捗報告②

～目次～

- Page 1 施策の方向性
- Page 2 施策の方向性に基づく就業に関する取組
- Page 3 計画策定・推進部会ワーキングでのご意見（令和5年度第2回）
- Page 4 取組（新）「就労選択支援」
- Page 6 施策の目標
- Page 7（参考）障がい者就業・生活支援センター
- Page 8（参考）計画書抜粋（p98－103）

大阪市福祉局障がい者施策部

大阪市障がい者支援計画に記載した施策の方向性

(1) 就業の推進

さまざまな雇用機会の創出に向け、企業等への啓発や本市における全庁的な取組を行うとともに、就業形態の拡大に向けた取組を推進します。

- ア 多様な働く機会の確保
- イ 働く場における合理的配慮の推進
- ウ 大阪市における障がいのある人の職員採用と関係団体への働きかけ
- エ 大阪市の事業を活用した雇用創出
- オ 障がい者就労施設等への支援

(2) 就業支援のための施策の展開

障がい特性に応じた様々な就労支援の充実に向け、関係機関のネットワーク構築や、ニーズに応じたきめ細やかな支援を行います。

- ア 地域の就業支援ネットワークの構築
- イ 「仕事」と「生活」両面での総合的な支援
- ウ 精神障がいのある人の就業支援
- エ 発達障がいのある人の就業支援
- オ 難病患者の就業支援
- カ 重度障がいのある人等の就業支援

(3) 福祉施設からの一般就労

各支援機関の機能や特性を生かした支援ネットワークの構築等を通じ、円滑に一般就労へ移行できるよう支援します。

- ア 就労移行支援事業者等の支援力の強化
- イ 障がい者就業・生活支援センターと就労移行支援事業所等との連携強化
- ウ 就業支援にかかわる支援者の育成

施策の方向性に基づく就業に関する取組

(1) 就業の推進

- 大阪市職業リハビリテーションセンターにおける職業訓練
- 補装具・福祉機器普及事業
- 就業支援フェスタ
- 障がい者雇用支援月間の取組
- 知的障がい者長期・短期受け入れプロジェクト
- 障がい者就業・生活生活支援センター（ジョブコーチによる支援）
- 「障害者優先調達法」の規定により策定した調達方針の策定
- 区役所等空きスペースを活用した物品販売の場の提供
- 障がい者福祉施設製品販売促進支援事業

(2) 就業支援のための施策の展開

- 障がい者就業・生活支援センター事業
- 精神障がい者就業支援コーディネーターの配置
- 発達障がい者就業支援コーディネーターの配置
- 大阪市重度障がい者等就業支援事業

(3) 福祉施設からの一般就労

- 就労移行支援事業所の確保
- 就労移行支援
- 障がい者就業・生活支援センター事業
- 就業支援フェスタ

各取組における実施状況については、実施年度の翌年度にご報告を行ってまいります。

◇背景

計画策定・推進部会ワーキングでのご意見（令和5年度第2回）

- ・これまで質の向上は、就労支援継続A型に焦点があたっていたが、就労移行支援や就労継続支援A型は、全国で一番多く、就労継続支援B型も増加しており、質の向上は就労系サービス全般に求められている
- ・就労系障がい福祉サービスアセスメントシートは、あまり活用されていないのでアセスメントの仕組みの再検討が必要
- ・就労定着支援事業所は、就労移行支援等から一般就労した人を支援する仕組みとすれば、就労移行支援事業所に比べて数が少ない
- ・就労定着支援事業所は、企業に働きかけて、企業がきちんと雇用管理できるようにする役割があるが、支援の質の確保できているか

◇ご意見を踏まえた今後の取組

就労支援にかかる地域の中心的な役割を担う就業・生活支援センターにおける関係機関との連携状況等について調査を行うことにより、

- ・就労系事業所における支援の実態
- ・就労系事業所など関係機関との連携状況 等について把握し、必要な対応等について検討を行う

加えて、令和7年度実施予定の新たな障がい福祉サービス「就労選択支援（※）」の円滑な実施につなげることができるよう、関係機関の連携による適切な手法等についても合わせて整理

※「就労選択支援」は次のページ

1 概要

改正障害者総合支援法により、令和7年10月から本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援する「就労選択支援」が創設される。

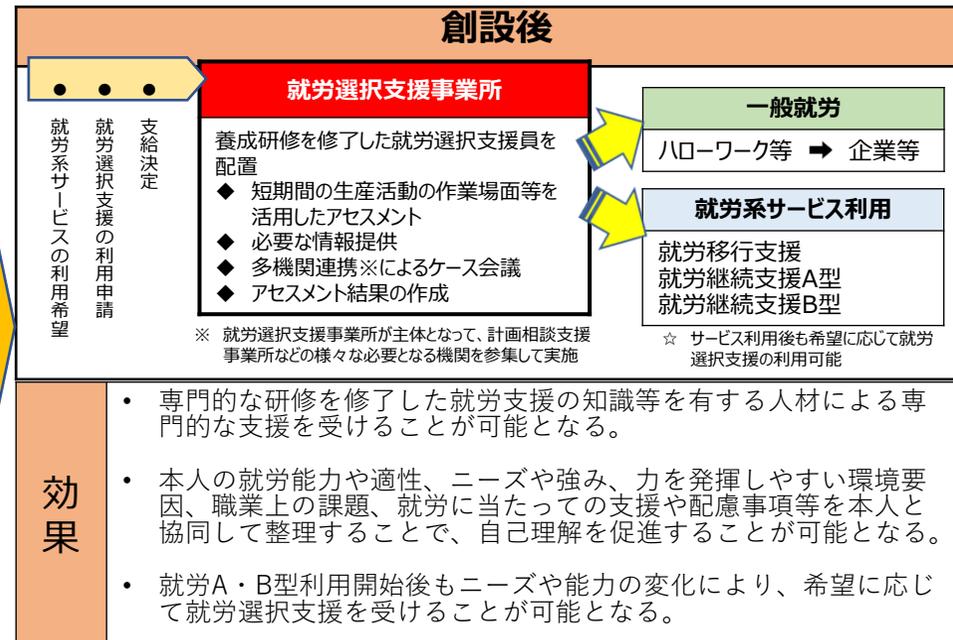
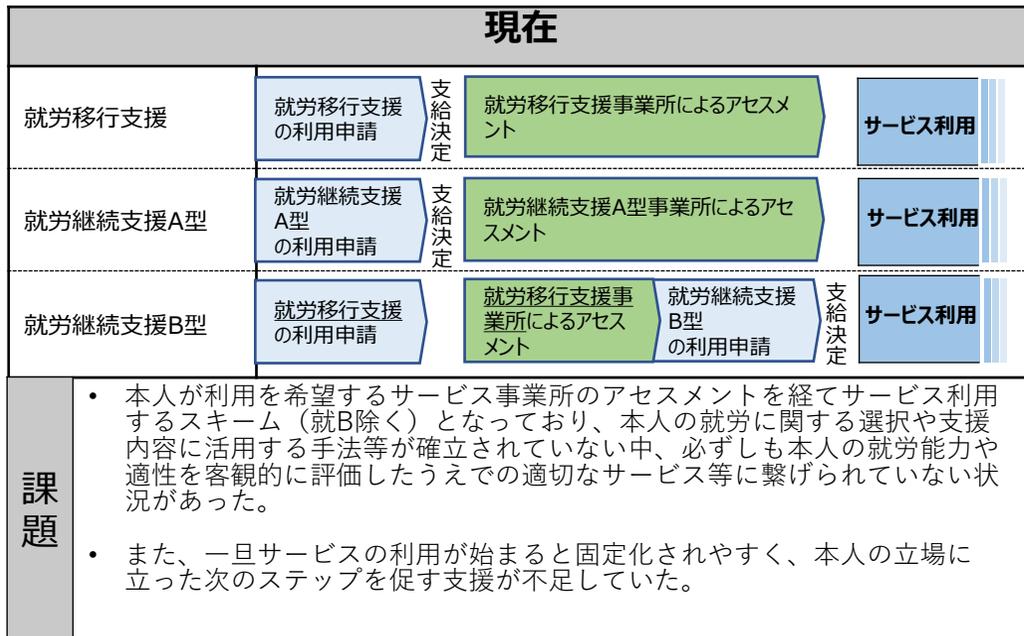
目的：本人が自分の働き方を考えることをサポートする。

(単に就労の可否を判断したり、どの就労系障がい福祉サービスを利用するか振り分けを行うものではない。)

☞ 就労アセスメントの手法を活用…短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等を整理する。

就労系サービス種別	内容	対象者	利用期間
【新規】R7.10～ 就労選択支援	就労を希望する人に、就労移行支援若しくは就労継続支援A・B又は一般企業等の雇用について、適切な選択のための支援を行う	<ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する人 (※順次) ※R7.10～ 新たに就労継続支援B型を利用する場合 R9.4～ 新たに就労継続支援A型を利用する場合 標準利用期間を超えて就労移行支援の利用を更新する場合 	原則1カ月 (最大2カ月)
就労移行支援	一般企業等に雇用されることが可能と見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力等の向上のために必要な訓練を行う	<ul style="list-style-type: none"> 企業等への就労を希望する人 休職からの復職のために一時的な支援を希望する人 など 	2年(原則1回) 更新1年まで
就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難であり、雇用契約に基づく就労が可能な人に、就労の機会を提供、能力等の向上のために必要な訓練を行う	<ul style="list-style-type: none"> 支援学校を卒業し就職活動を行ったが、雇用に結びつかなかった人 企業を離職し現に雇用契約がない人 など 	制限なし
就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難であり、雇用契約に基づく就労が困難な人に、就労する機会を提供、能力等の向上のために必要な訓練を行う	<ul style="list-style-type: none"> 年齢や体力の面で雇用されることが困難な人 就労移行支援を利用したが、B型利用が適当と判断された人 など 	制限なし

2 サービス利用のイメージ



<指定事業所となりうる主体>

指定就労系障がい福祉サービス事業所で過去3年以内に3人以上の利用者を新たに一般就労へ移行させた実績のある事業所や、これらと同等の経験・実績を有する事業者

() は、R6.7.1時点の事業所数

- ・ 就労移行支援 (192事業所)
- ・ 就労継続支援 (A型278、B型808事業所)
- ・ 障がい者就業・生活支援センター 事業受託法人及び自治体設置の就労支援センター (7カ所4法人)
- ・ 障がい者職業能力開発訓練事業を行う機関 (2カ所 [市職業リハビリテーションセンター、市職業指導センター])

総合計 1,287

今後の方向性

◇これまで取り組んできた事業等については、施策の方向性毎に実施状況を報告し、取組の充実を引き続き図る。

◇「就業・生活支援センターにおける関係機関との連携状況等についての調査」を実施し、

- ▶ 就労系事業所における支援の実態把握
- ▶ 就業・生活支援センターと就労系事業所など関係機関との連携状況等について把握

を行い、必要な対応について検討を行う。

また、関係機関との適切な連携手法の整理も併せて行う。

◇就労支援の充実に向けた取組にあたっては、上記の報告を行うとともに、福祉計画の成果目標を確認していくこととする。

今後の就労支援の充実についての進捗報告は、これらを中心に行ってまいります。

《参考》

第7期障がい福祉計画「4 福祉施設から一般就労への移行等」

(1) 成果目標

- ① 2026（令和8）年度の就労移行支援事業等（就業・生活支援センター及び職業能力開発訓練施設を含む）を通じた一般就労への移行者数 1,140人
- ② 2026（令和8）年度の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数 721人
- ③ 2026（令和8）年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数 209人
- ④ 2026（令和8）年度の就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数 118人
- ⑤ 2026（令和8）年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合 6割以上
- ⑥ 2026（令和8）年度の就労定着支援事業の利用者数 505人
- ⑦ 2026（令和8）年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率（※）が7割以上となる就労定着支援事業所の割合 2割5分以上
※ 過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月末満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合
- ⑧ 地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会に就労支援部会等を設けて取組を進める
- ⑨ 就労継続支援B型事業所における工賃の平均額 16,700円

(参考) 障がい者就業・生活支援センター

大阪市障がい者就業・生活支援センター（中央センター1か所、地域センター6か所）は、障がい者の方が社会参加の方法のひとつとして就労し、生きがいを持って生活できるように、また、就労全般にわたって障がい者本人、家族、事業主等からの相談に応じ、能力開発から職場定着まで一貫して総合的に支援を行います。

令和5年度実績

《利用登録者数》4,783人（うち新規 496人）

○新規利用登録者内訳

- ・ハローワーク 78人
- ・地域障害者職業センター 6人
- ・特別支援学校 65人
- ・就労移行支援事業所 46人
- ・就労移行支援事業所以外の福祉サービス事業所 54人
- ・福祉事務所、市町村役場等行政機関 61人
- ・直接利用（家族を含む） 60人
- ・上記以外 126人

《相談件数》 17,214件

《就職者数》 258人

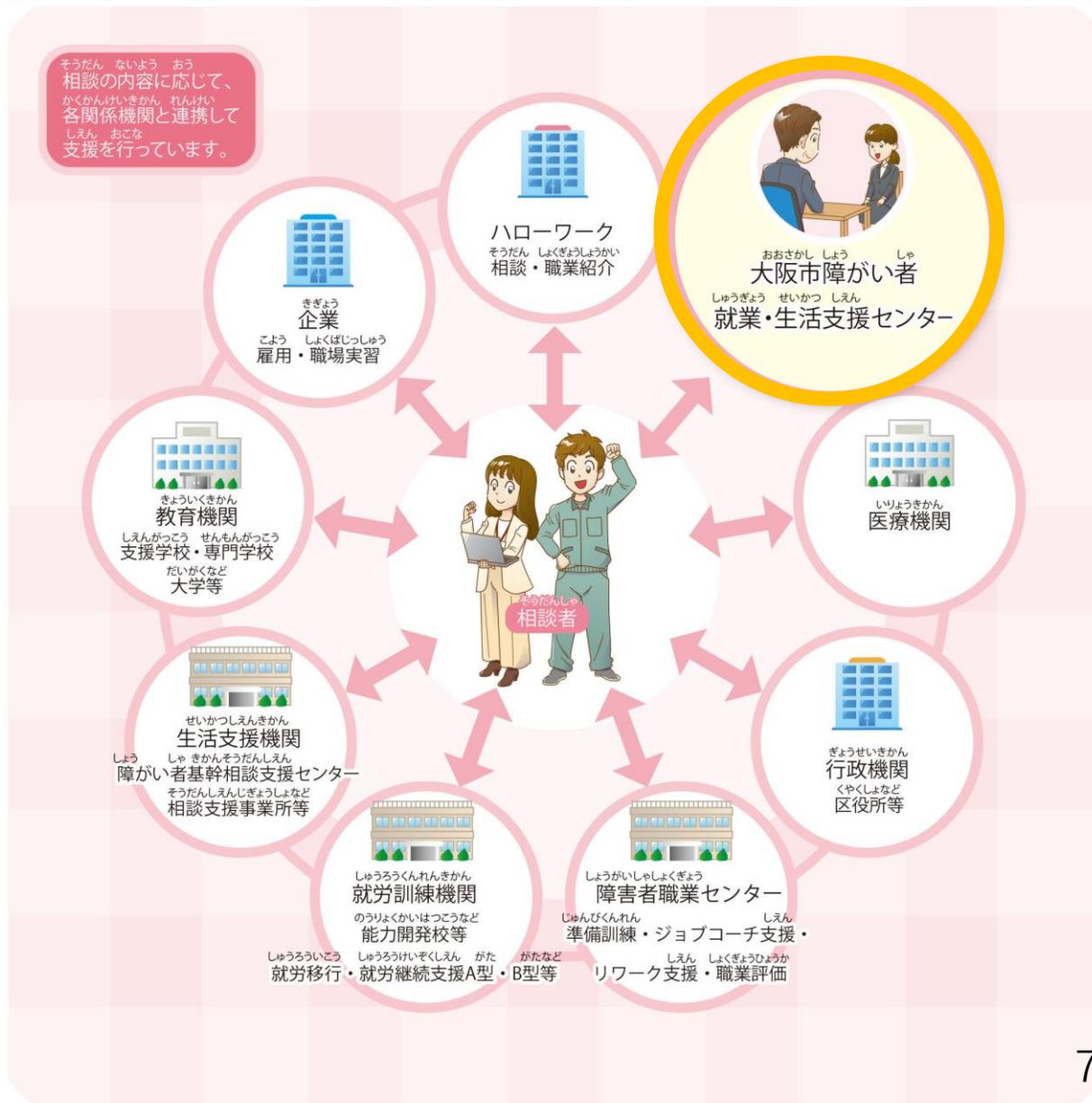
《定着支援件数》 1,650件

《地域福祉サービス事業所等合同による就労系の福祉サービス体験会等の実施》

市内4か所で概ね月1回開催

【構成】

ハローワーク、障がい者就業・生活支援センター、就労系事業所、相談支援、支援学校、医療機関、職業能力開発施設など



施策の方向性

(1) 就業の推進

さまざまな雇用機会の創出に向け、企業等への啓発や本市における全庁的な取組を行うとともに、就業形態の拡大に向けた取組を推進します。

ア 多様な働く機会の確保

- ・ 通勤や労働時間の問題から一般就労が困難な障がいのある人の就業形態として在宅就業・在宅勤務に対応できるよう、新しい職業指導や職域開発を検討し、多様な働く機会の確保に努めます。
- ・ 職業リハビリテーションセンターを中心に、障がい特性に合わせた多様な職業リハビリテーションの開発を行います。
- ・ 企業における障がいのある人の職域の開発を進めるとともに、就職困難者等の雇用・就労への支援を行っている地域就労支援センターとの連携を図ります。

イ 働く場における合理的配慮の推進

- ・ 就業を可能にするための福祉機器の開発や普及を図ります。また、スムーズな通勤を可能にする交通アクセスの改善など、社会環境の整備に努め、就業生活の安定を図ります。
- ・ 障がい者就業・生活支援センターで実施する「就業支援フェスタ」など市民や企業の理解を深めるための具体的な啓発活動を行います。
- ・ 大阪労働局や大阪府雇用開発協会、大阪障害者職業センターと連携して啓発活動を推進します。

ウ 大阪市における障がいのある人の職員採用と関係団体への働きかけ

- ・ 職員採用については、市長部局において障がい者雇用の法定雇用率を達成していますが、「障害者雇用促進法」の趣旨、2020（令和2）年4月に策定した「障がい者活躍推進計画」を踏まえ、引き続き事務職員採用を基準として、その数の4%を基本に推進し、計画的な採用に努めます。
- ・ 職員採用にあたっては、「障がい者活躍推進計画」を踏まえ、2020（令和2）年度より、特定の障がいを排除し又は特定の障がいに限定しない取り扱いとしています。今後も、職員採用の状況や他都市の状況等の動向を注視しつつ、現行の「知的障がい者長期受け入れプロジェクト」などにも取り組みながら、障がいのある人の就労支援の取組を進めます。
- ・ 障がいのある職員が持てる能力を十分に発揮しながら安心して働き続けることができるよう、採用時や職場における合理的配慮に留意するとともに、障がい種別に関わりなく、その人の適性を最大限に発揮できるような職域の開発や配置を進めます。
- ・ 関係団体においても法定雇用率が達成できるよう積極的に働きかけを行います。

エ 大阪市の事業を活用した雇用創出

- ・ 大阪市が発注する一部の庁舎清掃業務委託契約などにおいて、障がいのある人の雇用促進などの提案を評価し、価格だけではなく総合的な評価によって落札者の決定を行う「総合評価一般競争入札」を実施しており、今後もこの制度を活用し、障がいのある人の雇用創出を図っていきます。

オ 障がい者就労施設等への支援

- ・ 大阪市における物品等の調達については、「障害者優先調達推進法」の規定により策定した調達方針に基づき、障がい者福祉施設等からの調達の推進に努め、「地方自治法」施行令による随意契約を活用し、同方針に定めた調達目標の達成をめざしていきます。

- ・ 就労継続支援 B 型事業所等の工賃水準について前年度実績以上をめざすことや、販路・活動場所の確保を促進するため、物品等の販売の場として区役所庁舎等の空きスペースの提供を促進します。
- ・ 障がい福祉施設等の工賃の増額や製品の認知度向上のため、製品のインターネット上のショッピングモール「大阪ハートフル商店街」を活用し、福祉施設における製品の販売促進を図ります。

(2) 就業支援のための施策の展開

障がい特性に応じた様々な就労支援の充実に向け、関係機関のネットワーク構築や、ニーズに応じたきめ細やかな支援を行います。

ア 地域の就業支援ネットワークの構築

- ・ ライフステージを通じて切れ目なく就業支援と生活支援の一体的支援を受けられるよう、障がい者就業・生活支援センターが中心となり、各区の地域自立支援協議会に参画する相談支援事業所や、就労移行支援事業所、特別支援学校、医療機関等との連携を深め、地域就業支援ネットワークを構築します。

イ 「仕事」と「生活」両面での総合的な支援

- ・ 就業支援とともに障がい福祉サービスの利用がスムーズにつながるよう地域就業支援ネットワークの充実に努め、「仕事」と「生活」両面から就業の継続に向けた支援を強化し、障がいのある人の地域生活を支援していきます。
- ・ 障がい者就業・生活支援センターが中心となり、地域の社会資源と連携して、障がいのある人が働き、地域で自立して暮らせるよう、職場定着も含めた就業支援の質の向上に努めます。

ウ 精神障がいのある人の就業支援

- ・ 精神障がいのある人の就業を促進するため、ジョブコーチ²⁰支援などを活用し就業促進を図ります。また、医療機関や地域の社会資源の協力のもと、生活面を含めたきめ細かな就業支援体制を構築します。
- ・ 就業支援の関係機関や雇用側企業に対して、精神障がいのある人の理解を深めるための啓発・研修に取り組み、就業促進や雇用の安定を図ります。

エ 発達障がいのある人の就業支援

- ・ 発達障がいのある人の就業を促進するため、発達障がい者就業支援コーディネーターを中心に、就労移行支援事業所、労働関係機関、医療機関、生活支援機関など、社会資源のネットワークを構築して就業支援体制の整備を図ります。
- ・ 発達障がいのある人について、相談者の状況や抱える課題を把握し整理したうえで就労支援機関につなげるなど、就労支援への移行が円滑に行われるよう、関係機関の連携体制を強化するとともに、就労定着支援にも取り組みます。

オ 難病患者の就業支援

- ・ 難病患者の就業を促進するため、難病相談支援センターや地域の医療・介護・福祉従事者が連携し、就業支援のネットワークを構築する等就業支援体制の整備を図ります。

²⁰ 障がいのある人の企業実習に付き添って、職場環境を調整しながら、仕事の手順や通勤などを指導する援助者のことです。

カ 重度障がいのある人等の就業支援

- ・ 2020（令和2）年度より実施している大阪市重度障がい者等就業支援事業では、働く意思と能力がありながら、障がいを理由として働くことのできない人の就業機会を拡大し、社会参加を促進することを目的に、就業中における日常生活に係る支援を行っています。独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構との連携に加え、支援学校やハローワーク等への働きかけを行い、事業のさらなる利用促進を図ります。

(3) 福祉施設からの一般就労

各支援機関の機能や特性を生かした支援ネットワークの構築等を通じ、円滑に一般就労へ移行できるよう支援します。

ア 就労移行支援事業者等の支援力の強化

- ・ 障がいのある人の一般就労への移行及び定着を進めるため、就職後6カ月未満の間は就労移行支援事業者等が、就職後6カ月以降は就労定着支援事業者が職場定着のための支援を行います。より効果的な支援が行われるよう、制度の見直しを引き続き国に働きかけます。
- ・ 障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮し、自立した生活を実現していくために、就労移行支援事業者等が障がい特性に配慮し、利用者の希望等に沿った就労支援が実施できるよう事業者向け研修を開催するなど、支援力の強化に取り組みます。
- ・ 併せて、就労移行支援事業者等に対して、利用者の希望や能力を踏まえた支援を徹底するなど必要な指導を行い、支援内容の適正化と就労の質の向上を図ります。
- ・ また、休職中の障がいのある人が、より効果的かつ確実に復職することが可能となるよう、必要に応じ就労移行支援等の利用を進めていきます。

イ 障がい者就業・生活支援センターと就労移行支援事業所等との連携強化

- ・ 障がい者就業・生活支援センターが、就労移行支援事業所、ハローワーク、能力開発施設、地域障がい者職業センター、特別支援学校等の教育機関、医療機関等と連携することにより、障がいのある人の就業を支える体制の強化を図ります。
- ・ また、地域の社会資源や就業支援機関が円滑に情報・意見交換できるように、就労移行支援事業所による連絡会等を主導するとともに、企業、利用者、ハローワーク等関係機関を加えた合同事業所説明会を開催するなど、障がい者就業・生活支援センターが中心となって就労移行支援事業所等の関係機関との連携強化を図ります。

ウ 就業支援にかかわる支援者の育成

- ・ 障がい者就業・生活支援センターは、支援者の育成及び情報共有を図るため、就業支援フェスタや就業支援セミナーを開催し、就業支援に携わる職員の意識と能力の向上を支援します。